ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

働き方改革推進中

Press Release

高 知 労 働 局 発 表
令和３年１月 15 日

【照会先】
高知労働局職業安定部職業対策課
課　　長　　松浦　光子
障害者雇用担当官　　能津　浩久
（電話）088(885)6052

報道関係者　各位

令和2年 障害者雇用状況の集計結果

高知労働局（局長：柳澤 恭仁）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和２年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年６月１日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】（法定雇用率 2.2%）

○ **雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新**

・ 雇用障害者数は、1,961.0人、対前年2.06%(39.5人)増加

・ 実雇用率2.40%、対前年比0.04ポイント上昇
全国平均を上回り全国13位となった。（全国の実雇用率2.15%）

○ **法定雇用率達成企業の割合は62.7%、対前年比1.2ポイント上昇**
全国６位となった。（全国の達成割合48.6%）

【公的機関】（同 2.5%、都道府県などの教育委員会は 2.4%）

○ **全ての機関で障害者数は前年を上回ったが、市町村において実雇用率が前年を下回った。**

・ 県 ：雇用障害者数 132.5 人(117.5 人)、実雇用率 2.80%(2.66%)・・詳細 P15
・市 町 村：雇用障害者数 259.0 人(233.5 人)、実雇用率 2.10%(2.44%)・・詳細 P16
・教育委員会：雇用障害者数 178.0 人(150.0 人)、実雇用率 2.65%(2.55%)・・詳細 P17
※( )は前年の値

【独立行政法人等】（同 2.5%）

○ **雇用障害者数、実雇用率ともに全ての機関で前年を上回った。**

・ 雇用障害者数 61.0 人(59.0 人)実雇用率 2.89%(2.76%)・・詳細 P18
※( )は前年の値

【概　要】

1　民間企業における雇用状況

(1)　雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

民間企業（45.5人以上規模の企業:法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は1,961.0人で、前年より2.06%（39.5人）増加し、13年連続で過去最高となった。

雇用者のうち、身体障害者は1,071.0人（対前年比0.7%減）、知的障害者は543.5人（同5.1%増）、精神障害者は346.5人（同6.5%増）と、身体障害者を除き前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。

実雇用率は、2.40%で、過去最高の昨年の2.36%より0.04ポイント上昇、法定雇用率達成企業の割合は62.7%で前年の61.5%から1.2ポイント上昇した。

〔P5 総括表1、P6 グラフ、P10 詳細表1(1) 、P13 詳細表1(4)〕

	報告対象企業数	算定基礎労働者数	障害者雇用数	実雇用率	法定雇用率達成企業	法定雇用率達成割合	実雇用率（全国）
２年度	533	81,848.5	1,961.0	2.40%	334	62.7%	2.15%
元年度	530	81,294.0	1,921.5	2.36%	326	61.5%	2.11%
増減	3	554.5	39.5	0.04	8	1.2	0.04

(2)　企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業では388.0人、100～300人未満で755.0人、300～500人未満で263.0人、500人以上で555.0人と45.5～100人未満規模企業で減少したが、それ以外の規模企業で増加し、全体でも前年より増加した。

民間企業全体の実雇用率は2.40%と前年を上回っており、企業規模別にみると、300～500人未満規模企業(2.74%)については、全体を上回ったが、45.5～100人未満規模企業(2.35%)、100～300人未満規模企業(2.33%)及び500人以上規模企業(2.38%)については下回った。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満規模企業で54.8%（対前年比0.3P増）、100～300人未満規模企業で70.7%（対前年比1.8P増）、300～500人未満規模企業で75.9%（対前年比10.4P増）及び500人以上規模企業で55.6%（対前年比11.1P減）の結果であり、全体では62.7%（対前年比1.2P増）であった。

〔P11 詳細表1(2)〕

○規模別障害者雇用数

企業規模	障害者雇用数（人）		対前年増減（人）	対前年増減比（%）
	２年度	元年度		
45.5人～ 100人未満	388.0	398.5	▲10.5	▲2.63
100人～ 300人未満	755.0	719.5	35.5	4.93
300人～ 500人未満	263.0	255.5	7.5	2.94
500人以上	555.0	548.0	7.0	1.28
計	1961.0	1921.5	39.5	2.06

○規模別実雇用・達成企業割合

企業規模	実雇用率(%)		前年比増減(P)	雇用率達成割合(%)		前年比増減(P)
	2年度	元年度		2年度	元年度	
45.5人～100人未満	2.35	2.35	0.00	54.8	54.5	0.3
100人～300人未満	2.33	2.30	0.03	70.7	68.9	1.8
300人～500人未満	2.74	2.64	0.10	75.9	65.5	10.4
500人以上	2.38	2.34	0.04	55.6	66.7	▲11.1
計	2.40	2.36	0.04	62.7	61.5	1.2

(3) 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「運輸業,郵便業」、「不動産業，物品賃貸業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「サービス業」で減少しているが、それ以外の産業では増加している。

産業別の実雇用率では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（3.11%）、「卸売業，小売業」（2.31%）、「金融業，保険業」（2.25%）、「宿泊業，飲食サービス業」（3.04%）、「生活関連サービス業，娯楽業」（2.46%）、「医療，福祉」（2.87%）、「サービス業」（2.87%）の７業種は法定雇用率(2.2%)を上回っている。一方、「農,林,漁業」(1.74%)、「建設業」（1.65%）、製造業（2.09%）、「情報通信業」（1.54%）、「運輸業，郵便業」（1.78%）、「不動産業，物品賃貸業」（0.72%）、「学術研究，専門・技術サービス業」（0,68%）、「教育，学習支援業」（1.71%）、「複合サービス事業」（2.06%）では法定雇用率を下回っている。

〔P12 詳細表1(3)〕

産業	実雇用率(%)		対前年増減(P)	障害者雇用数(人)		対前年増減(人)	対前年増減(%)
	2年度	元年度		2年度	元年度		
農、林、漁業	1.74	1.12	0.62	3.0	2.0	1.0	50.00
建設業	1.65	1.63	0.02	33.0	31.0	2.0	6.45
製造業	2.09	2.08	0.01	235.5	234.0	1.5	0.64
電気・ガス・熱供給・水道業	3.11	2.08	1.03	6.0	4.0	2.0	50.00
情報通信業	1.54	1.66	▲0.12	33.0	33.0	0.0	0.00
運輸業，郵便業	1.78	1.93	▲0.15	30.5	34.5	▲4.0	▲11.59
卸売業，小売業	2.31	2.25	0.06	544.0	523.0	21.0	4.02
金融業，保険業	2.25	2.12	0.13	75.0	72.0	3.0	4.17
不動産業，物品賃貸業	0.72	0.81	▲0.09	4.0	4.5	▲0.5	▲11.11
学術研究，専門・技術サービス業	0.68	0.76	▲0.08	4.0	4.0	0.0	0.00
宿泊業，飲食サービス業	3.04	2.48	0.56	38.5	32.0	6.5	20.31
生活関連サービス業，娯楽業	2.46	2.35	0.11	48.0	48.5	▲0.5	▲1.03
教育，学習支援業	1.71	1.55	0.16	23.5	20.5	3.0	14.63
医療，福祉	2.87	2.85	0.02	733.5	721.5	12.0	1.66
複合サービス事業	2.06	1.99	0.07	74.5	72.0	2.5	3.47
サービス業	2.87	3.20	▲0.33	75.0	85.0	▲10.0	▲11.76
計	2.40	2.36	0.04	1961.0	1921.5	39.5	2.06

(4)　法定雇用率未達成企業の状況

令和元年の法定雇用率未達成企業は199社。そのうち、不足数が0.5人又は１人である企業（１人不足企業）が、79.9%（159社）を占めている。

また、障害者を１人も雇用していない企業（０人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は62.3%（124社）となっている。

〔P14 詳細表1(5)〕

２　公的機関における在職状況

(1)　県の機関（法定雇用率2.5%）

県の３機関に在職している障害者の数は132.5人で、昨年の117.5人より15.0人増加、実雇用率は2.80%と前年（2.66%）に比べ0.14ポイント上昇した。

県の機関においては、全ての機関で法定雇用率を達成している。

〔P5 総括表2(1)、P15 詳細表2(1)〕

(2)　市町村の機関（法定雇用率2.5%）

市町村の機関に在職している障害者の数は 259.0 人で、昨年の 233.5 人より 25.5 人増加しており、実雇用率は 2.10%と前年（2.44%）に比べ 0.34 ポイント低下した。

市町村の機関の法定雇用率達成割合は 72.3%で、前年（86.0%）より 13.7 ポイント低下しており、４７機関中 13 機関で法定雇用率が未達成となっている。

【未達成機関】

高知市、室戸市、安芸市、南国市、香南市、香美市、安田町、本山町、土佐町、越知町、四万十町※、四万十町教育委員会、高知県・高知市病院企業団

※未達成であった四万十町は、既に達成済み。

〔P5 総括表2(2)、P16 詳細表2(2)、P19 詳細表3(4)〕

(3)　県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

2.4%の法定雇用率が適用される県の教育委員会に在職している障害者の数は178.0人で、昨年の150.0人より28.0人増加しており、実雇用率は2.65%と前年（2.55%）より0.1ポイント上昇した。

〔P5 総括表2(3)、P18 詳細表3(2)〕

３　独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は61.0人で、昨年の59.0人より2.0人増加し、実雇用率は2.89%と前年（2.76%）に比べ0.13ポイント上昇した。

独立行政法人等の２法人は、法定雇用率を達成している。

※　県内の報告対象独立行政法人等は国立大学法人高知大学、高知県公立大学法人の２機関となっている。

〔P5 総括表3、P18 詳細表3(3)〕

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
民間企業	81,848.5 人	1,961.0 人	2.40 %	334 / 533	62.7 %
	(81,294.0 人)	(1,921.5 人)	(2.36 %)	(326 / 530)	(61.5 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 高知県の機関（法定雇用率2.5%） ※県警察本部含む

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	4,739.0 人	132.5 人	2.80 %	3 / 3	100.0 %
	(4,410.0 人)	(117.5 人)	(2.66 %)	(2 / 3)	(66.7 %)
高知県知事部局	3,929.5 人	107.5 人	2.74 %	1 / 1	100.0 %
	(3,640.5 人)	(95.0 人)	(2.61 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
その他の高知県機関	809.5 人	25.0 人	3.09 %	2 / 2	100.0 %
	(769.5 人)	(22.5 人)	(2.92 %)	(1 / 2)	(50.0 %)

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	12,334.5 人	259.0 人	2.10 %	34 / 47	72.3 %
	(9,565.0 人)	(233.5 人)	(2.44 %)	(37 / 43)	(86.0 %)

(3) 法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
高知県教育委員会	6,708.0 人	178.0 人	2.65 %	1 / 1	100.0 %
	(5,885.0 人)	(150.0 人)	(2.55 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
独立行政法人等	2,108.5 人	61.0 人	2.89 %	2 / 2	100.0 %
	(2,137.0 人)	(59.0 人)	(2.76 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並び精神障害者である短時間労働者については法律上、１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、１人分としてカウントしている。
① 平成29年６月２日以降に採用された者であること
② 平成29年６月２日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 （ ）内は、令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第２の第１号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第２の第9号から第10号までの法人を指す。

7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の変化等により機関数は変動する。

民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

●実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

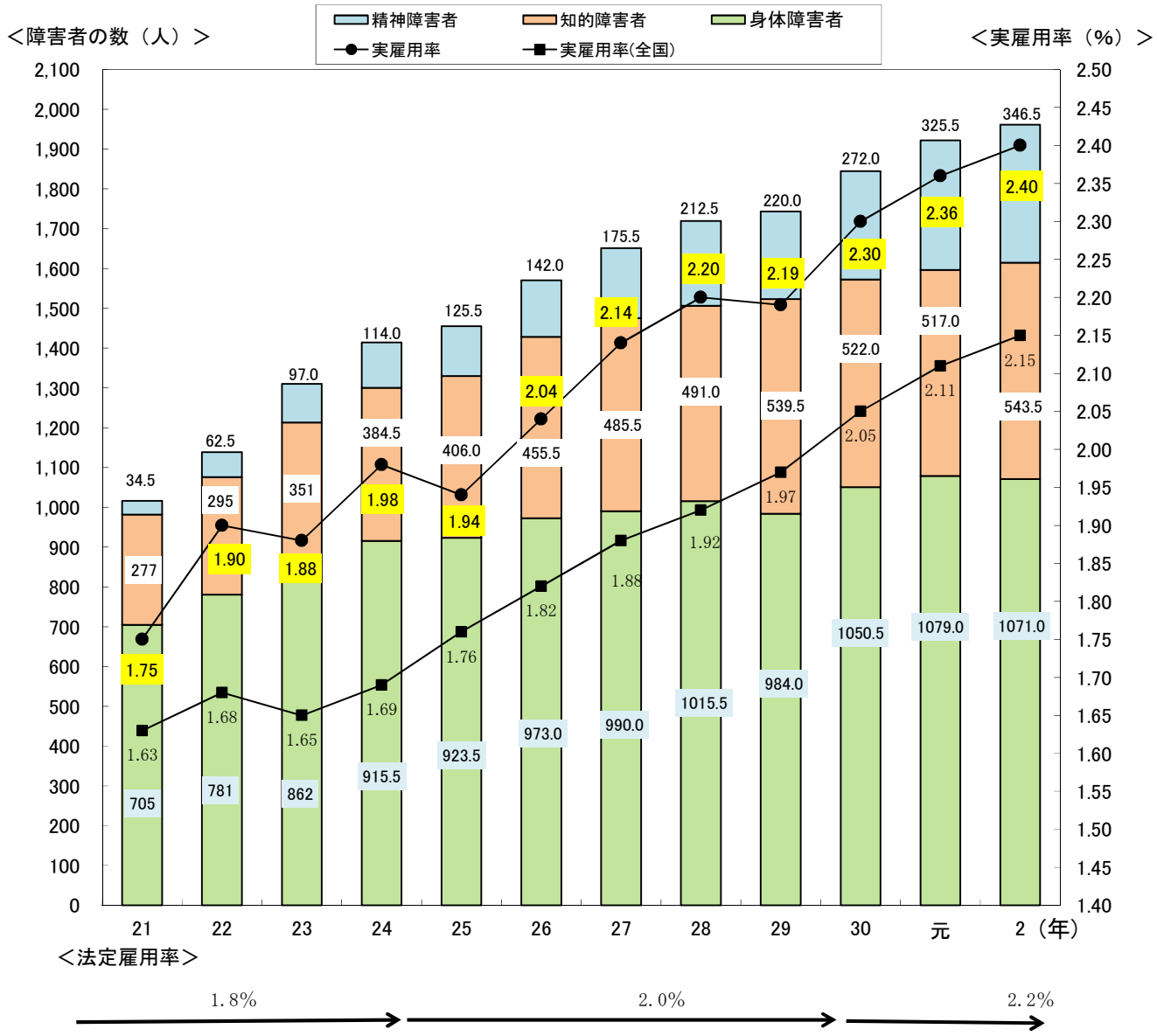

注１：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注２：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年以降平成22年まで
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年以降
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者(※)（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※　平成18年には、各企業が雇用する障害者の割合（実雇用率）の対象に、精神障害者が追加されている。

※　平成30年度以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、１人分とカウントしている。
①　通報年の３年前の年に属する６月２日以降に採用された者であること
②　通報年の３年前の年に属する６月２日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注３：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年４月以降は2.2%となっている。

◎　法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年３月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　…… ２．２％
  （45.5人以上規模の企業）
- 特殊法人等　…… ２．５％
  （労働者数40.0人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等）

○　国、地方公共団体　…… ２．５％
（40.0人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　…… ２．４％
（42.0人以上規模の機関）

※（　）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※　ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、１人分としてカウントされる。

①　通報年の３年前の年に属する６月２日以降に採用された者であること

②　通報年の３年前の年に属する６月２日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎　障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

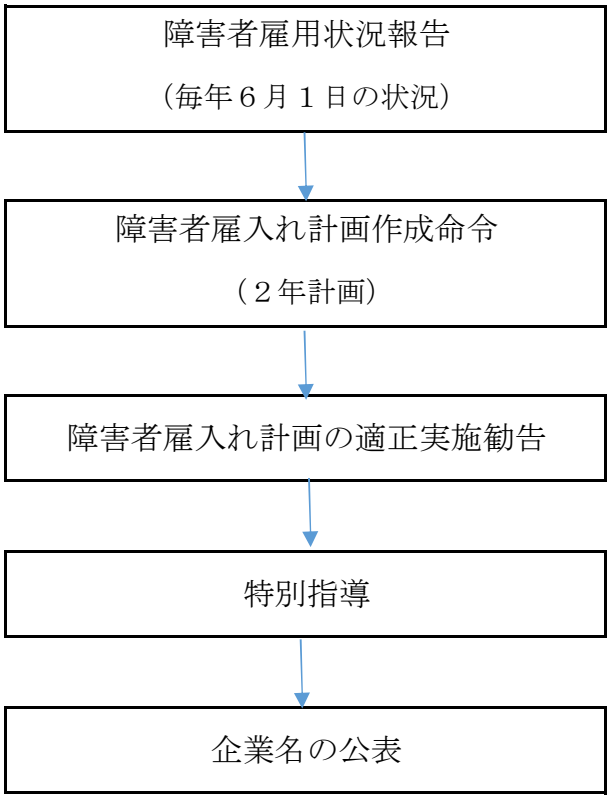

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○ 令和元年度の実績（※2）

＊「障害者雇入れ計画作成命令」の発出　0社

＊ 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」　0社

＊「特別指導」の実施　0社

○ 障害者雇入れ計画を実施中の企業　296社（元年度）

○ 企業名の公表

18年度２社、19年度１社（再公表）、20年度４社、
21年度７社（うち１社は再公表）、22年度６社（うち２社は再公表）
23年度３社（うち１社は再公表）、24年度０社、25年度０社、
26年度８社、27年度０社、28年度２社、29年度０社、
30年度０社、元年度０社

※1　平成24年１月１日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は３年間から２年間に短縮している。

※2　平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

＜目次＞

１　民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.2%）

(1) 概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(2) 企業規模別の雇用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(3) 産業別の雇用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

(4) 民間企業における雇用状況の推移　・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数　・・・・・・・・・ 14

２　地方公共団体等における在職状況（法定雇用率 2.5%又は 2.4%）

(1) 県の機関（法定雇用率 2.5%）　・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(2) 市町村の機関（法定雇用率 2.5%）　・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(3) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会
（法定雇用率2.4%）・・・ 17

３　公的機関の各機関の状況（法定雇用率 2.5%又は 2.4%）

(1) 県の状況（法定雇用率 2.5%）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

(2) 法定雇用率 2.4%が適用される県の教育委員会の状況
（法定雇用率 2.4%）・・・ 18

(3) 独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.5%）・・・・・・・・・・・・ 18

(4) 市町村等の状況（法定雇用率 2.5%）・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(参考)
都道府県別の実雇用率等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

1　民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

(1) 概況

①　概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
民間企業	533	81,848.5	358	72	1,071	204	1,961.0	237.5	2.40	334	62.7
	(530)	(81,294.0)	(361)	(73)	(1,028)	(197)	(1,921.5)	(212.5)	(2.36)	(326)	(61.5)

〔1(1)①表の注〕

注1　②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3　A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①　平成29年6月2日以降に採用された者であること
②　平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち注4に該当しない者である

6　F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7　( )内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

②　障害種別雇用状況

区　分	① 障害者の数	② 身体障害者の数 a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人
民間企業	1,961.0	293	53	396	72	1,071.0	85.5
	(1,921.5)	(295)	(56)	(397)	(72)	(1,079.0)	(83.0)

③ 知的障害者の数 a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
人	人	人	人	人	人
65	19	359	71	543.5	76.0
(66)	(17)	(335)	(66)	(517.0)	(50.5)

④ 精神障害者の数 c. 精神障害者	d.精神障害者である短時間	e,dのうち(注5)に該当する労働者	f. 計 c＋(d−e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
人	人	人	人	人
238	139	78	346.5	76.0
(226)	(129)	(70)	(325.5)	(79.0)

〔1(1)②表の注〕

注1　①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。

2　②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3　②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4　②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5　④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
①　平成29年6月2日以降に採用された者であること
②　平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6　②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7　( )内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び神障害者(注4)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
規模計	533 (530)	81,848.5 (81,294.0)	358 (361)	72 (73)	1,071 (1,028)	204 (197)	1,961.0 (1,921.5)	237.5 (212.5)	2.40 (2.36)	334 (326)	62.7 (61.5)
45.5～100人未満	261 (264)	16,494.0 (16,957.0)	58 (66)	17 (19)	225 (215)	60 (65)	388.0 (398.5)	57.0 (53.5)	2.35 (2.35)	143 (144)	54.8 (54.5)
100～300人未満	225 (219)	32,458.5 (31,257.5)	166 (163)	24 (21)	362 (343)	74 (59)	755.0 (719.5)	96.5 (76.0)	2.33 (2.30)	159 (151)	70.7 (68.9)
300～500人未満	29 (29)	9,593.5 (9,687.0)	46 (42)	2 (3)	159 (156)	20 (25)	263.0 (255.5)	21.0 (16.0)	2.74 (2.64)	22 (19)	75.9 (65.5)
500人以上	18 (18)	23,302.5 (23,392.5)	88 (90)	29 (30)	325 (314)	50 (48)	555.0 (548.0)	63.0 (67.0)	2.38 (2.34)	10 (12)	55.6 (66.7)

注は1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	④精神障害者の数 c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e,dのうち、(注5)に該当する職員	e. 計 c+(d-e)×0.5+e
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	1,961.0 (1,921.5)	293 (295)	53 (56)	396 (397)	72 (72)	1,071.0 (1,079.0)	65 (66)	19 (17)	359 (335)	71 (66)	543.5 (517.0)	238 (226)	139 (129)	78 (70)	346.5 (325.5)
45.5～100人未満	388.0 (398.5)	47 (53)	8 (10)	89 (88)	22 (23)	202.0 (215.5)	11 (13)	9 (9)	75 (68)	25 (25)	118.5 (115.5)	40 (40)	34 (36)	21 (19)	67.5 (67.5)
100～300人未満	755.0 (719.5)	131 (129)	18 (16)	148 (148)	19 (18)	437.5 (431.0)	35 (34)	6 (5)	121 (114)	29 (24)	211.5 (199.0)	80 (69)	39 (29)	13 (12)	106.0 (89.5)
300～500人未満	263.0 (255.5)	40 (36)	2 (3)	45 (44)	10 (7)	132.0 (122.5)	6 (6)	0 (0)	77 (73)	5 (6)	91.5 (88.0)	33 (34)	9 (17)	4 (5)	39.5 (45.0)
500人以上	555.0 (548.0)	75 (77)	25 (27)	114 (117)	21 (24)	299.5 (310.0)	13 (13)	4 (3)	86 (80)	12 (11)	122.0 (114.5)	85 (83)	57 (47)	40 (34)	133.5 (123.5)

注は1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	533 (530)	81848.5 (81294.0)	358.0 (361)	72.0 (73)	1,071.0 (1,028)	204.0 (197)	1,961.0 (1,921.5)	237.5 (212.5)	2.40 (2.36)	334.0 (326)	62.7 (61.5)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
農、林、漁業	3 (3)	172.0 (179.0)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	2.0 (0.0)	1.74 (1.12)	2 (2)	66.7 (66.7)
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	22 (21)	1998.5 (1906.0)	8 (7)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	33.0 (31.0)	3.0 (0.0)	1.65 (1.63)	11 (10)	50.0 (47.6)
製造業	90 (89)	11252.5 (11267.0)	41 (36)	2 (2)	147 (156)	9 (8)	235.5 (234.0)	31.0 (39.0)	2.09 (2.08)	53 (57)	58.9 (64.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (2)	193.0 (192.0)	2 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6.0 (4.0)	2.0 (0.0)	3.11 (2.08)	2 (1)	100.0 (50.0)
情報通信業	15 (15)	2149.0 (1985.5)	5 (3)	0 (1)	22 (25)	2 (2)	33.0 (33.0)	6.5 (9.0)	1.54 (1.66)	6 (8)	40.0 (53.3)
運輸業、郵便業	14 (16)	1714.0 (1787.5)	6 (5)	0 (0)	18 (24)	1 (1)	30.5 (34.5)	3.0 (2.0)	1.78 (1.93)	6 (7)	42.9 (43.8)
卸売業、小売業	99 (95)	23544.5 (23201.5)	72 (80)	35 (34)	325 (290)	80 (78)	544.0 (523.0)	67.5 (49.5)	2.31 (2.25)	57 (52)	57.6 (54.7)
金融業、保険業	6 (6)	3327.0 (3403.5)	26 (25)	0 (0)	23 (22)	0 (0)	75.0 (72.0)	2.0 (8.0)	2.25 (2.12)	4 (3)	66.7 (50.0)
不動産業、物品賃貸業	8 (8)	557.5 (556.0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	2 (1)	4.0 (4.5)	1.5 (1.0)	0.72 (0.81)	3 (3)	37.5 (37.5)
学術研究、専門・技術サービス業	7 (6)	590.0 (526.5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	0.0 (0.0)	0.68 (0.76)	1 (2)	14.3 (33.3)
宿泊業、飲食サービス業	14 (15)	1265.5 (1291.0)	6 (5)	1 (1)	23 (18)	5 (6)	38.5 (32.0)	9.0 (8.5)	3.04 (2.48)	11 (10)	78.6 (66.7)
生活関連サービス業、娯楽業	17 (18)	1951.5 (2065.0)	11 (11)	0 (0)	24 (24)	4 (5)	48.0 (48.5)	5.0 (7.5)	2.46 (2.35)	11 (10)	64.7 (55.6)
教育、学習支援業	15 (14)	1373.0 (1319.5)	7 (7)	0 (0)	9 (6)	1 (1)	23.5 (20.5)	5.0 (0.0)	1.71 (1.55)	8 (6)	53.3 (42.9)
医療、福祉	187 (185)	25524.0 (25340.0)	139 (147)	26 (25)	386 (364)	87 (77)	733.5 (721.5)	82.0 (76.5)	2.87 (2.85)	133 (127)	71.1 (68.6)
複合サービス事業	6 (7)	3619.0 (3618.0)	19 (19)	1 (1)	35 (32)	1 (2)	74.5 (72.0)	11.0 (4.0)	2.06 (1.99)	5 (5)	83.3 (71.4)
サービス業	28 (30)	2617.5 (2656.0)	13 (13)	7 (9)	36 (42)	12 (16)	75.0 (85.0)	7.0 (7.5)	2.87 (3.20)	21 (23)	75.0 (76.7)

注は1(1)①の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

（各年６月１日現在）

年	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数(人) (注1)	対前年増減	実雇用率(%)	対前年増減	法定雇用率達成企業の割合(%)	対前年増減
昭和　58　年	32,721.0	441.0	12	1.35%	0.04	－	－
59	32,689.0	426.0	△ 15	1.30%	△ 0.05	－	－
60	32,776.0	442.0	16	1.35%	0.05	－	－
61	31,883.0	426.0	△ 16	1.34%	△ 0.01	52.5	－
62	30,672.0	413.0	△ 13	1.35%	0.01	51.7	△ 0.8
63	33,732.0	465.0	52	1.38%	0.03	50.0	△ 1.7
平成　元　年	35,973.0	505.0	40	1.40%	0.02	57.0	7.0
2	38,839.0	565.0	60	1.45%	0.05	59.5	2.5
3	43,125.0	657.0	92	1.52%	0.07	52.3	△ 7.2
4	45,374.0	731.0	74	1.61%	0.09	58.3	6.0
5	47,593.0	779.0	48	1.64%	0.03	54.7	△ 3.6
6	49,179.0	794.0	15	1.61%	△ 0.03	52.2	△ 2.5
7	49,713.0	804.0	10	1.62%	0.01	54.4	2.2
8	50,582.0	816.0	12	1.61%	△ 0.01	57.6	3.2
9	52,643.0	849.0	33	1.61%	0.00	58.3	0.7
10	54,256.0	872.0	23	1.61%	0.00	57.6	△ 0.7
11	57,222.0	929.0	57	1.62%	0.01	55.6	△ 2.0
12	54,459.0	897.0	△ 32	1.65%	0.03	54.9	△ 0.7
13	53,368.0	922.0	25	1.73%	0.08	54.5	△ 0.4
14	52,756.0	879.0	△ 43	1.67%	△ 0.06	53.9	△ 0.6
15	50,922.0	835.0	△ 44	1.64%	△ 0.03	51.6	△ 2.3
16	55,341.0	856.0	21	1.55%	△ 0.09	49.7	△ 1.9
17	55,363.0	874.0	18	1.58%	0.03	51.3	1.6
18	54,598.0	909.0	35.0	1.66%	0.08	52.5	1.2
19	55,743.0	901.5	△ 7.5	1.62%	△ 0.04	50.4	△ 2.1
20	58,046.0	971.5	70.0	1.67%	0.05	52.8	2.4
21	58,168.0	1016.5	45.0	1.75%	0.08	57.3	4.5
22	59,869.0	1138.5	122.0	1.90%	0.15	59.4	2.1
23	69,583.5	1310.0	171.5	1.88%	△ 0.02	55.5	△ 3.9
24	71,415.5	1414.0	104.0	1.98%	0.10	56.4	0.9
25	75,043.5	1455.0	41.0	1.94%	△ 0.04	54.4	△ 2.0
26	76,809.5	1570.5	115.5	2.04%	0.10	54.5	0.1
27	77,031.5	1651.0	80.5	2.14%	0.10	61.1	6.6
28	78,000.0	1719.0	68.0	2.20%	0.06	62.4	1.3
29	79,622.0	1743.5	24.5	2.19%	△ 0.01	60.9	△ 1.5
30	80,228.0	1844.5	101.0	2.30%	0.11	59.7	△ 1.2
令和　元　年	81,294.0	1921.5	77.0	2.36%	0.06	61.5	1.8
2	81,848.5	1961.0	39.5	2.40%	0.04	62.7	1.2

注１

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成４年
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者

平成５年～平成17年
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- 精神障害者、
- 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- 精神障害者、
- 重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）※

※ 平成30年度以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数（注1）	②不足数　（注2）							③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人以上10人以下	10.5人以上	
規模計	199 (100.0%)	159 (79.9%)	33 (16.6%)	5 (2.5%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	124 (62.3%)
45.5～100人未満	118 (100.0%)	116 (98.3%)	2 (1.7%)	― ―	― ―	― ―	― ―	― ―	111 (94.1%)
100 ～300人未満	66 (100.0%)	39 (59.1%)	23 (34.8%)	3 (4.5%)	1 (1.5%)	－ －	― ―	― ―	13 (19.7%)
300 ～500人未満	7 (100.0%)	2 (28.6%)	4 (57.1%)	1 (14.3%)	－ －	－ －	－ －	― ―	0 (0.0%)
500人以上	8 (100.0%)	2 (25.0%)	4 (50.0%)	1 (12.5%)	－ －	1 (12.5%)	－ －	－ －	0 (0.0%)

注１　上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

２　②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2　地方公共団体等における在職状況（法定雇用率2.5%又は2.4%）

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

①　概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並び精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
計	3	4,739.0	28	9	58	19	132.5	27.0	2.80	3	100.0
	(3)	(4,410.0)	(26)	(9)	(52)	(9)	(117.5)	(40.5)	(2.66)	(2)	(66.7)
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
高知県知事部局	1	3,929.5	24	8	43	17	107.5	22.0	2.74	1	100.0
	(1)	(3,640.5)	(22)	(8)	(39)	(8)	(95.0)	(30.0)	(2.61)	(1)	(100.0)
その他の高知県機関	2	809.5	4	1	15	2	25.0	5.0	3.09	2	100.0
	(2)	(769.5)	(4)	(1)	(13)	(1)	(22.5)	(10.5)	(2.92)	(1)	(50.0)

〔2(1)①表の注〕

注1　②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし精神障害者である短時間労働者であっても以下の注4に該当する者については1人分としてカウントしている。

3　A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①　平成29年6月2日以降に採用された者であること
②　平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち注4に該当しない者である

6　F欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7　( )内は令和元年6月1日現在の数値である（D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ）。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

②　障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e, dのうち(注5)に該当する職員	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f.うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人
県の機関計	132.5	28	8	30	14	101.0	14.5	0	1	3	3	5.5	3.5	12	15	13	26.0	9.0
	(117.5)	(26)	(8)	(27)	(8)	(91.0)	(23.5)	(0)	(1)	(2)	(1)	(3.5)	(3.0)	(9)	(14)	(14)	(23.0)	(14.0)

〔2(1)②表の注〕

注1　①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
2　②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
3　②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者（e欄(注5参照)に該当する者を除く）である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
4　②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
5　④e欄の職員とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①　平成29年6月2日以降に採用された者であること
②　平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
6　②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
7　( )内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並び精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
市町村の機関	47	12,334.5	63	4	120	18	259.0	34.0	2.10	34	72.3
	(43)	(9,565.0)	(59)	(5)	(103)	(15)	(233.5)	(25.0)	(2.44)	(37)	(86.0)

注は2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e, dのうち(注5)に該当する職員	e. 計 c＋(d−e)×0.5＋e	f.うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人
市町村の機関	259.0	63	3	86	7	218.5	18.5	0	1	5	7	9.5	2.5	29	4	0	31.0	13.0
	(233.5)	(59)	(3)	(80)	(5)	(203.5)	(14.5)	(0)	(2)	(4)	(7)	(9.5)	(3.5)	(18)	4	(1)	(20.5)	(7.0)

注は2(1)②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並び精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
高知県 教育委員会	1	6,708.0	47	3	78	6	178.0	25.5	2.65	1	100.0
	(1)	(5,885.0)	(38)	(6)	(62)	(12)	(150.0)	(32.0)	(2.55)	(1)	(100.0)

注は2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c d×0.5	f.うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c d×0.5	f.うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e, dのうち(注5)に該当する職員	e. 計 c＋(d-e)×0.5+e	f.うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人
高知県 教育委員会	178.0	47	3	49	6	149.0	12.5	0	0	9	0	9.0	3.0	15	5	5	20.0	10.0
	(150.0)	(38)	(6)	(40)	(7)	(125.5)	(12.5)	(0)	(0)	(3)	(5)	(5.5)	(2.5)	(3)	16	(16)	(19.0)	(17.0)

注は2(1)②の表と同じ

3　公的機関の各機関の状況

(1) 県の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数（注2）	③ 実雇用率	④ 不足数 (注3)	備考
高知県知事部局	3,929.5	107.5	2.74	0.0	
高知県公営企業局	441.0	13.0	2.95	0.0	
高知県警察本部	368.5	12.0	3.26	0.0	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
　したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 法定雇用率2.4%が適用される県の教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数（注2）	③ 実雇用率	④ 不足数 (注3)	備考
高知県教育委員会	6,708.0	178.0	2.65	0.0	

注は（1）と同じ。

(3) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数（注2）	③ 実雇用率	④ 不足数 (注3)	備考
国立大学法人 高知大学	1,780.5	52.0	2.92	0.0	
高知県公立大学法人	328.0	9.0	2.74	0.0	

注は（1）と同じ。

(4) 市町村等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	④ 不足数 (注3)	備考
合　　計	12,334.5	259.0	2.10%	51.0	
高知市	3,839.0	68.0	1.77%	27.0	注４
室戸市	246.5	3.5	1.42%	2.5	
安芸市	270.0	5.0	1.85%	1.0	
南国市	598.5	13.0	2.17%	1.0	注４
土佐市	239.0	6.0	2.51%	0.0	
須崎市	252.0	8.0	3.17%	0.0	注４
宿毛市	252.0	7.0	2.78%	0.0	
土佐清水市	191.0	4.0	2.09%	0.0	
四万十市	464.0	11.0	2.37%	0.0	注４
香南市	603.5	13.0	2.15%	2.0	注４
香美市	528.0	10.5	1.99%	2.5	注４
東洋町	59.0	1.0	1.69%	0.0	
安田町	56.0	0.0	0.00%	1.0	
田野町	49.0	1.0	2.04%	0.0	
奈半利町	48.0	1.0	2.08%	0.0	
芸西村	52.0	3.0	5.77%	0.0	
北川村	40.0	1.0	2.50%	0.0	
本山町	139.0	0.0	0.00%	3.0	
大豊町	129.0	4.5	3.49%	0.0	
土佐町	90.5	1.0	1.10%	1.0	
いの町	415.0	11.0	2.65%	0.0	
仁淀川町	171.0	4.5	2.63%	0.0	
中土佐町	132.0	3.0	2.27%	0.0	
佐川町	280.0	7.5	2.68%	0.0	注４
越知町	174.5	3.0	1.72%	1.0	注４
檮原町	97.0	5.0	5.15%	0.0	
日高村	79.5	2.0	2.52%	0.0	
津野町	79.0	2.0	2.53%	0.0	
四万十町	342.0	5.0	1.46%	3.0	
大月町	139.5	3.0	2.15%	0.0	
黒潮町	185.0	6.0	3.24%	0.0	
三原村	40.0	1.0	2.50%	0.0	
室戸市教育委員会	88.0	2.0	2.27%	0.0	
安芸市教育委員会	68.0	1.0	1.47%	0.0	
土佐清水市教育委員会	45.0	1.0	2.22%	0.0	
いの町教育委員会	115.0	2.0	1.74%	0.0	
中土佐町教育委員会	56.5	1.0	1.77%	0.0	
黒潮町教育委員会	85.0	3.0	3.53%	0.0	
土佐市教育委員会	99.0	2.0	2.02%	0.0	
四万十町教育委員会	131.0	1.0	0.76%	2.0	
土佐市病院事業	176.0	5.5	3.13%	0.0	
高知県・高知市病院企業団	635.0	11.0	1.73%	4.0	
高吾北広域町村事務組合	225.5	6.0	2.66%	0.0	
香南香美老人ホーム組合	136.5	4.0	2.93%	0.0	
安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	60.5	2.0	3.31%	0.0	
高陵特別養護老人ホーム組合	85.0	2.0	2.35%	0.0	
津野山養護老人ホーム組合	48.0	1.0	2.08%	0.0	

注１～３は（１）と同じ。

注４　注４の機関は特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

認定地方機関（A）	みなされることとなる機関（B）	
高知市	高知市教育委員会	高知市水道局
南国市	南国市教育委員会	
須崎市	須崎市教育委員会	
四万十市	四万十市教育委員会	
香南市	香南市教育委員会	
香美市	香美市教育委員会	
佐川町	佐川町病院事業	
越知町	越知町教育委員会	

（参考）都道府県別の実雇用率等の状況

注　都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の割合	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の数		
全国	2.15	0.04	48.6	0.6	49,956	／	102,698
北海道	2.35	0.08	50.9	0.5	1,900	／	3,734
青森	2.30	0.01	54.1	△1.0	536	／	991
岩手	2.28	0.01	57.0	0.4	582	／	1,021
宮城	2.17	0.06	51.4	1.0	786	／	1,529
秋田	2.25	0.11	63.8	3.4	491	／	769
山形	2.11	0.02	53.6	0.4	508	／	947
福島	2.16	0.05	55.7	1.0	811	／	1,456
茨城	2.19	0.05	52.1	1.7	853	／	1,637
栃木	2.18	0.11	57.4	1.1	732	／	1,276
群馬	2.16	0.02	56.6	0.6	887	／	1,567
埼玉	2.30	0.08	49.5	0.7	1,729	／	3,494
千葉	2.12	0.01	51.9	0.3	1,362	／	2,626
東京	2.04	0.04	32.5	0.5	7,049	／	21,680
神奈川	2.13	0.04	47.4	0.9	2,280	／	4,815
新潟	2.17	0.05	59.0	1.2	1,160	／	1,966
富山	2.13	0.05	56.9	0.8	601	／	1,057
石川	2.35	0.07	56.4	△0.3	621	／	1,101
福井	2.44	0.09	58.9	1.8	435	／	739
山梨	2.05	0.02	56.2	0.2	349	／	621
長野	2.25	0.08	58.8	0.7	1,009	／	1,715
岐阜	2.17	0.00	54.5	△0.8	880	／	1,616
静岡	2.19	0.04	52.3	0.6	1,603	／	3,064
愛知	2.08	0.06	47.2	1.0	3,027	／	6,407
三重	2.28	0.02	59.0	0.7	722	／	1,224
滋賀	2.29	0.01	56.2	0.5	497	／	885
京都	2.24	0.01	53.1	0.5	1,005	／	1,893
大阪	2.12	0.04	43.8	0.7	3,674	／	8,396
兵庫	2.21	0.05	50.9	△0.1	1,771	／	3,481
奈良	2.83	0.04	62.5	2.7	424	／	678
和歌山	2.53	0.07	61.6	△0.5	380	／	617
鳥取	2.37	0.09	63.0	4.4	298	／	473
島根	2.59	0.10	68.0	△1.5	395	／	581
岡山	2.44	△0.01	53.6	0.8	789	／	1,471
広島	2.25	0.07	49.0	0.9	1,155	／	2,356
山口	2.61	0.02	58.6	1.0	561	／	958
徳島	2.22	△0.04	62.7	1.9	326	／	520
香川	2.08	0.03	55.7	0.0	486	／	873
愛媛	2.29	0.07	52.8	△0.9	557	／	1,055
高知	2.40	0.04	62.7	1.2	334	／	533
福岡	2.18	0.06	52.8	2.2	2,086	／	3,954
佐賀	2.65	0.04	68.9	0.2	417	／	605
長崎	2.61	0.07	62.7	1.4	638	／	1,017
熊本	2.35	0.03	58.9	2.0	758	／	1,288
大分	2.55	△0.03	60.8	△1.5	531	／	874
宮崎	2.52	0.07	63.6	0.6	538	／	846
鹿児島	2.44	0.04	62.0	1.6	792	／	1,278
沖縄	2.74	0.08	62.2	2.9	631	／	1,014